

地方財政の拡充を求める意見書

地方自治体の財源不足は依然として深刻であり、地方交付税の法定率の抜本的な引き上げをはじめとした地方財政の拡充が必要である。国は地方交付税について、「行革努力」を算定に反映させたり、「トップランナー方式」として税金の徴収や民間委託を全国で「先進的」に進めている自治体のコストで算定をしている。このような算定は、地方交付税の目的、趣旨に違反し、地方自治に介入して行革を押し付けるものである。

さらに政府は、「自治体戦略2040構想研究会」報告書において、①「破壊的技術（AI・ロボティクス等）を使いこなすスマート自治体」へ転換するとして、自治体職員を半減化する、②「新しい公共私相互間の協力関係を構築する」として、自治体の公務公共サービスへの責任を放棄させる、③「個々の市町村が行政のフルセット主義から脱却し、圏域単位での行政をスタンダードに」して、自治体の業務を広域な「圏域」に統合するとしている。この構想は、地方自治を破壊するものであり、地方団体や日本弁護士連合会からも批判や危惧の意見が上がっている。

国民が全国のどこに住んでいても憲法が定める健康で文化的な生活が営めるように国は地方財源を保障する責任がある。

よって、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 憲法に基づくナショナルミニマムを保障し、住民が全国のどこに住んでいても健康で文化的な生活が営めるよう地方自治と地方財政を拡充すること。
2. 地方交付税については、法定率を抜本的に引き上げ、地方の財源格差是正と財源保障の機能を果たすよう拡充すること。
3. 「行革努力」を反映する地方交付税の算定や「トップランナー方式」は、地方交付税制度の目的・趣旨に違反し、地方自治へ不当な介入を図るものであり、廃止すること。
4. 地方自治体において住民の福祉の増進を図るため、業務に見合った人員が確保できるよう財源を保障すること。会計年度任用職員制度の導入にあたっては、人件費など必要な財源を保障すること。
5. 公共施設の統廃合を地方に押し付けず、施設の耐震化や建て替えを行うための財政措置を充実させること。
6. 地方自治体が災害対策や公共施設の耐震化等のために基金を積み立てることは、公務

の安定的運営のうえで必要な措置であり、そのことを理由とした地方交付税等の削減を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月21日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿
財務大臣 麻生太郎 殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会